

## 介護のICT・ロボット等導入施設選定にかかる募集要領

### 1. 実施目的

介護人材の確保困難が深刻化する中、将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保することが求められている。このため、ICT・ロボット等の導入によるデジタル化などDX推進に取り組み、サービスの質を確保しつつ、業務効率化や職員の負担軽減を図るとともに、介護職員が専門性を発揮しながら働くことのできる環境づくりを推進する必要がある。

本事業は、国の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、DX推進に主体的に取り組む施設を公募・選定し、本市による伴走支援の下で機器導入から効果検証までを実施するものである。得られた成果は市内の介護保険施設等へ共有・展開し、生産性向上、職員負担の軽減及び人材の確保・定着につなげる。

### 2. 募集区分及び採択予定数

- (1) 普及モデル施設（牽引型）：8施設
- (2) 中核モデル施設（協働型）：1施設

### 3. 応募資格

次のいずれかに該当する市内の介護保険施設であること。

- (1) 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
- (2) 介護老人保健施設

2 選定は1法人当たり1施設とする。

3 補助対象事業及び要件等は、下記のとおりとする。

- (1) 普及モデル施設（牽引型）対象施設数：8施設

実践したICT・ロボットの導入及び業務改善の取組みを整理・共有することで、市内介護事業所・施設への横展開を牽引する役割を担う施設を対象とする。

ア 応募時における必須要件については、下記のとおりとする。

- (ア) 令和8年4月1日時点で生産性向上推進体制加算Ⅱ以上を算定している事業所又は、「令和7年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金」若しくは、令和6年度以前に「大阪府介護ロボット導入支援事業補助金」「大阪府ICT導入支援事業補助金」いずれかの内示採択歴があること。

(イ) 介護ソフト及びWi-Fiを導入していること。

(ウ) 本市が選定した専門家による伴走支援を受け入れること。

イ 補助金交付における補助要件については、下記のとおりとする。

- (ア) 介護の ICT・ロボット等導入施設選定に係る提出資料として提出したエントリーシートに記載した各目標について、成果報告書を提出すること。
- (イ) LIFE の登録及び活用していること。
- (ウ) デジタル中核人材の育成を行うこと。
- (エ) 市事業である加算取得支援事業に協力すること。

ウ その他、具体的な補助内容等については、「豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金交付要綱」を確認すること。

(2) 中核モデル施設（協働型）対象施設数：1 施設

普及モデル施設としての役割に加え、より高度かつ発展的な取組みを担い、市内介護事業所・施設との協働・助言・実践支援等を通じて、市内全体の生産性向上及び DX 推進を中核的に支える役割を担う施設を対象とする。

ア 応募時における必須要件については、下記のとおりとする。

- (ア) 令和 8 年 4 月 1 日時点で生産性向上推進体制加算 I を算定していること。
- (イ) 介護ソフト及び Wi-Fi を導入していること。
- (ウ) 本市が選定した専門家による伴走支援を受け入れること。

イ 補助金交付における補助要件については、下記のとおりとする。

- (ア) 介護の ICT・ロボット等導入施設選定に係る提出資料として提出したエントリーシートに記載した各目標について、成果報告書を提出すること。
- (イ) LIFE の登録及び活用していること。
- (ウ) デジタル中核人材の育成を行うこと。
- (エ) 市事業である加算取得支援事業に協力すること。

ウ その他、具体的な補助内容等については、「豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金交付要綱」を確認すること。

(3) (1) 普及モデル施設（牽引型）及び (2) 中核モデル施設（協働型）の両方の要件を満たす場合は、「介護の DX 導入施設選定公募」の両事業に応募することができる。ただし、(2) 中核モデル施設（協働型）に採択された場合は、当該事業を実施することとする。

(4) (1) 普及モデル施設（牽引型）及び (2) 中核モデル施設（協働型）に求められる市内の横展開に資する取組内容及び役割は、下表のとおりとする。

	取組内容	普及モデル 施設 (牽引型)	中核モデル 施設 (協働型)
1	DX 導入・業務改善の取組内容及び成果について、他事業所・施設に説明・共有できる形で整理すること	○	○
2	研修会・講習会・報告会等において、自施設の実践事例を紹介し、普及啓発に協力すること	○	○
3	見学受入れや意見交換会等を通じて、他事業所・施設の理解促進及び取組みの後押しに協力すること	○	○
4	他事業所・施設の DX 推進担者（デジタル中核人材）等に対し、取組みの進め方や工夫点に関する助言を行うこと	○	○
5	他事業所・施設との協働化や横断的な取組みを見据えた業務プロセスの整理を行うこと	—	○
6	DX 導入及び業務改善に係る委員会・検討会等について、関係事業所・施設と協働して企画・設計を行い、開催及び運営を行うこと	—	○
7	実践したデジタル中核人材の育成・活用モデルについて、具体的な運用内容や成果を整理し、事例資料の作成・研修会・報告会での紹介等を通じて市内の他事業所・施設へ共有し、人材育成の取組が波及するよう展開を図ること	—	○
8	他分野との連携による業務効率化や生産性向上に資する取組みについて、連携内容及び業務プロセスを整理した上で、試行的な実践又は市内展開を見据えた具体的な取組みを企画・実施すること	—	○

※「—」は、当該モデル施設において必須の取組としては求めないものを示す。

#### 4. 欠格事項について

以下の欠格事項に該当する団体は、申請することができない。

- (1) 公租公課を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (3) 労働関連法令に違反し関係行政機関から摘発又は勧告等を受けている団体

- (4) 会社更生法及び民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している団体
- (5) 暴力団（豊中市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている団体又は暴力団の構成員等の統制下にある団体。

## 5. 応募及び選定スケジュール

項 目	期 限
募集要項等の提示	令和8年6月下旬
全体説明会	令和8年6月24日（水）午後7時～午後9時
質問の受付 （電子メール）	令和8年7月17日（金）午後5時まで ※質問の概要と回答は市ホームページに掲載し、個別回答は行わない。 また、全体説明会における質問に対する回答は説明会参加者に対し、電子メールで一括回答するとともに、市ホームページに掲載する。
応募の受付期間 （応募書類をもって受付）	令和8年6月24日（水）～令和8年7月31日（金）午後5時まで ※応募書類の分割提出は認めない。また、提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
第二回豊中市介護DX推進部会	令和8年9月中旬
審査結果の通知	令和8年10月上旬
伴走支援の開始	令和8年10月以降（課題分析・機器要件整理・機器選定を実施）
補助金の交付申請	令和9年4月1日（木）～令和9年6月30日（水）
効果検証	令和9年6月～令和9年10月末 ※事業終了後においても、事業効果の把握や検討等を目的として、報告書、アンケート、ヒアリング等への協力や資料の提出を求めることがあります。
実績報告	令和9年11月～令和9年12月末
見学受入、報告会、事例集の提供等を実施	随時

## 6. 応募に関する事項

### (1) 介護DX機器導入施設選定にかかる全体説明会

○開催日時 令和8年6月24日（水）午後7時～午後9時

（開始10分前には集合すること。）

※応募を希望する事業者は、原則として本説明会に参加することとする。

参加にあたっては、法人の経営層及び現場を統括する立場の職員の出席が望ましい。

○集合場所 地域共生センター西館3階 大会議室（豊中市中桜塚2丁目28-8）

○内 容 事業概要説明

### (2) 質問の受付

募集要項の内容に対する質問事項については、質問票（様式6）に質問内容を記入の上、提出すること。

○受付期間 令和8年7月17日（金）午後5時まで【時間厳守】

○受付方法 電子メール（[chouju@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:chouju@city.toyonaka.osaka.jp)）

※電話及び窓口での質問等は受け付けない。

※受信確認のため、送信後すみやかに長寿社会政策課（06-6858-2838）に電話連絡すること。

○回答方法 質問の概要と回答は市ホームページに掲載する。※個別回答は行わない

（[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo\\_hukushi/kaigohoken/kaigo\\_jigyousya/kaigo\\_jigyosya/sisetu/ict\\_robotto.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/kaigo_jigyosya/sisetu/ict_robotto.html)）

※質問への回答は随時行うが、最終的に令和8年7月22日（水）までにすべての回答等を掲載する。

## 7. 応募書類に関する事項

(1) 提出期限：令和8年7月31日（金）午後5時まで（郵送の場合も必着）

(2) 提出方法：①事務局あてに持参（土日祝及び時間外は受け付けない。）又は送付（郵送、宅配便等）による。持参により提出する以外の場合にあつては、事務局に対し、企画提案書等の到達について確認すること。

②指定された様式等により必要部数を提出すること。

③応募書類等の分割提出は認めない。また、企画提案書等の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

④応募書類等はいかなる場合でも返却しない。

⑤応募書類等に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。

⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

⑦応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(3) 応募書類等：①提出する書類の規格はA4版片とじ・横書き・両面とする。

②文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

③提出部数は10部とし、下記書類を項目ごとのインデックスを付け、全体をバイ  
ンダー等 で綴る。

〈応募書類一覧〉

項 目	備 考	様 式	
1	①公募申込書	様式1	
	②エントリーシート	必要に応じてエントリーシート記載内容を補足する資料を併せて提出	様式2
	③事業者の概要	イ 資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式3
		ロ 代表者等履歴書	様式4
		ハ 役員名簿	任意様式
	④法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	応募書類提出日前3か月以内に発行されたもの	写し (原本証明)
	⑤公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無	応募書類提出時から起算して過去3か年以内の実績 ※応募事業所単位	様式5
⑥デジタル中核人材の在籍状況	デジタル中核人材の在籍者の修了書と在籍証明等 ※該当者がいない場合は不要	任意様式	
2	労働基準法等の規定に関する書類	現在運営する施設等に関する以下の書類 イ 就業規則(労働基準監督署受付印のある事業主控)※賃金等の別規程も含めて提出のこと	任意様式
		ロ 時間外労働・休日労働に関する協定届(労働基準監督署受付印のある事業主控)	法定様式
		ハ 労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)(最新のもの)	法定様式
3	資金計画等	イ 事業活動収支計算書(法人・施設)	標準様式
		ロ 資金収支計算書(法人・施設)	
		ハ その他、人件費試算等の資料	任意様式
4	決算書等	イ 直近3年間の決算書類 (令和4年度から令和6年度まで)	標準様式
		ロ 預金残高証明書 (自己資金について、十分な拠出余力が証明できるもの)	
		ハ 借入残高に関する法人の申出書 (借入残高がある場合は残高証明書を添付)	
		ニ 法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書	

		※上記ロ・ハの残高証明書は応募申込日前1か月以内に発行されたものとし、証明書が複数ある場合は、預金・借入の各先頭に一覧表を添付	
質問票			様式6
応募辞退届			様式7

### (3) 留意事項

- ア 応募者は、応募申込書の提出をもって、募集要項の記載事項を承諾したものとみなす。
- イ 応募1法人につき、1提案とし、複数の提案はできない。
- ウ 審査の過程において、提出された書類等の内容について、事実確認のため追加資料の提出や電話・オンラインでの照会を行うことがある。
- エ 応募書類提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式7）を速やかに提出すること。なお、提出期限は令和8年8月31日とする。

## 8. 選定方法

### (1) 選定方法

施設選定については、豊中市介護保険事業運営委員会規則（平成12年豊中市規則第62号。以下「規則」という。）第7条に基づき豊中市介護DX推進部会にて審査を行う。次に定める審査内容に基づき総合的に審査し、選定を行う。

### (2) 選定結果

選定の結果については、令和8年10月上旬（予定）に、すべての応募者に対して書面にて通知する。

### (3) 審査内容

次に掲げる選定基準に照らし、審査を行う。

#### ア 選定基準

- (ア) 生産性向上に向けた組織的な取組体制の整備状況
- (イ) 市内複数施設における取組の横断的・波及的展開
- (ウ) デジタル化を推進する中核人材の確保・育成状況
- (エ) 法人の経営基盤を踏まえた安定性の確認
- (オ) 市への貢献度（公共性・地域性の観点）
- (カ) 地域・関係機関との連携事業の展開

#### イ 生産性向上

- (ア) 生産性向上に係る事業計画の妥当性及び実現性
- (イ) 事業実施体制及びスケジュールの適切性
- (ウ) 事業効果の測定方法及び評価の考え方

#### ウ 協働化

- (ア) 協働事業計画の内容及び有効性
- (イ) 協働による効果の測定方法

エ 過去の処分歴等

(4) 結果の公表方法

本事業に係る結果の公表は、次のとおりとする。

- ・応募法人（施設名）については、すべて公表するものとする。
- ・採択法人（施設名）についても、あわせて公表するものとする。
- ・評価に係る点数および順位については、公表しない。
- ・各応募法人宛ての結果通知には、採択又は不採択の別のみを記載する。
- ・評価点数に関する問い合わせには、一切応じないものとする。

(5) その他

必要に応じ、事実確認のため追加資料の提出や電話・オンラインでの照会を行うことがある。

## 9. 応募の無効及び選定事業者決定の取消

本公募要項内に記載している応募が無効となる事項又は選定事業者の決定取消となる事項に該当した場合のほか、下記事項のいずれかに該当する応募は無効とし、また、移譲先事業者の決定を受けた者については、決定を取り消す。

- (1) 応募申込期間内に応募書類の全部が提出されなかった場合
- (2) 同一と認められる法人から複数の公募申込があった場合（重複申込）
- (3) 応募書類の虚偽記載が判明した場合
- (4) 応募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合
- (5) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合（市職員に対する当該行為を含む）
- (6) その他、本公募要項に記載する事項に反する行為があった場合

## 10. その他

- (1) 応募に係る費用は応募者負担とする。
- (2) 応募書類は返却しない。

## 11. 問合せ先

豊中市 福祉部 長寿社会政策課（介護DX担当）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1-1

TEL : 06-6858-2838

Mail : chouju@city.toyonaka.osaka.jp